

令和3年度
大分県立農業大学校
第1回 外部評価委員会



と き:令和3年7月2日(金)14時～

ところ:農業大学校会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 外部評価委員紹介
- 3 校長あいさつ
- 4 本校職員紹介
- 5 議 事 (進行：委員長)
 - (1) 報告事項
 - 令和2年度重点目標等の取り組み結果について 1 P～
 - 令和3年度大分県立農業大学校の概要について 6 P～
 - (2) 審議事項
 - 令和3年度運営方針を踏まえた数値目標と主な対策について 8 P～
 - (3) その他
- 6 閉 会

(1) 報告事項

令和2年度 重点目標等の取り組み結果について

運営方針1 活気あふれる学園づくり

【数値目標】 基礎学力を備えた入学生の確保：60名

評価：目標を未達成 37名入学（合格者38名）

1 令和2年度入学試験実施状況と合格者数

(1) 推薦入試・一般入試・二次入試

	実施日	受験者数	合格者数	()内は女子
推薦入試	10/27	33名(2名)	31名(2名)	
一般入試	1/21	7名(1名)	6名(1名)	
二次入試	3/16	2名(0名)	1名(0名)	
計		42名(3名)	38名(3名)	

(2) 過去5年間の受験者数と入学者数

年度	H29	H30	H31	R2	R3
受験者数	58名	61名	39名	45名	42名
入学者数	53名	58名	36名	41名	37名

(3) 過去5年間の農業系学科（高校）出身者の入学者数

年度	H29	H30	H31	R2	R3
農業系学科出身	33名	32名	25名	26名	24名
対入学者比(%)	62.3	55.2	69.4	63.4	64.9

2 県内高校への訪問による農大進学への働きかけ

(1) 全高校への学生募集

対象校：公立32校・私立10校・通信制1校 計43校

実施回数：延べ訪問回数 79回

3年生に農大紹介リーフレット配布、受験案内、オープンキャンパス案内等

(2) 進路ガイダンスへの参加

6校（日出総合、大分、三重総合、竹田、玖珠美山、安心院）

- (3) 進路指導担当を対象とした農大説明会
新型コロナウイルス感染拡大のため実施せず。
- (4) オープンキャンパス「緑の学園」への参加者拡大
生徒：第1回(6/20) 37名(前年40名)
第2回(8/2) 46名(前年40名)
計83名(前年80名) ※うち3年生34名(前年46名)
保護者・教員：第1回20名、第2回29名 計49(前年42名)
総計132名(前年122名)

3 情報発信の取り組み

- ① フェイスブックによる情報発信
・FB記事数 130件 フォロワー786人(令和3年3月末現在)
- ② 市町村、JA、JR等への学生募集ポスター掲示等依頼
県内18市町村役場、JA83事業所、JR44駅
計572枚配布

4 高大連携の促進

- (1) 高校への出前農大の実施
- ① 三重総合高校
高校での授業 2年生5日
- ② 大分東高校
本校からスタジオ型遠隔授業により配信 5回
- (2) 農業系高校1年生による農大体験研修の実施
9校11学科 国東(園芸ビジネス、環境土木)、日出総合、大分東(園芸ビジネス、園芸デザイン)、佐伯豊南、三重総合、久住高原農業、玖珠美山、日田林工、宇佐産業科学
- (3) 「くじゅうアグリ創生塾」との連携
・先進技術体験研修 2回(畜産経営、GAP)
・小農具研修
- (4) 高校PTAによる農大視察見学
大分東高校、久住高原農業高校

運営方針 2 質の高い教育の提供

【数値目標】 日本農業技術検定 3 級相当の専門知識習得者 80%以上
在学中に 5 個以上の資格取得者 80%以上

評価：目標を未達成 日本農業技術検定 3 級以上取得者 59.7%
在学中に 5 個以上の免許・資格取得者 34.7%

- 1 農業技術検定 3 級相当の専門知識習得者 2 年生：18 名 (58.1%) 1 年生：25 名 (61.0%)
- 2 本校学生が受験した免許・資格数：21 免許・資格 5 個以上取得者：26 名

<参考>

- 1 プロジェクト研究の高度化と連携課題への対応
 - (1) 令和 2 年度 九州農業大学校等プロジェクト・意見発表会出場
 - ・プロジェクト発表の部
 - 「水稻栽培における裏作の選定と収益性の比較」 総合農産科 2 年
 - 「タイマー式給餌器による夜間追加給与が昼間分娩率に及ぼす影響について」 総合畜産科 2 年
 - ・意見発表の部
 - 「祖父の思いを受け継ぎ、水耕みつばの経営者に」 総合農産科 1 年
 - (2) 令和 2 年度 全国農業大学校等プロジェクト発表会出場
 - ・プロジェクト発表の部
 - 「タイマー式給餌器による夜間追加給与が昼間分娩率に及ぼす影響について」 総合畜産科 2 年 ★【特別賞（同窓会全国連盟会長賞）受賞】
- 2 総合経営特別講座の実施

将来の中核的農業者となりうる人材育成の強化と、学生本人のさらなる学習意欲に応えることを目的に、より専門的な内容の「総合経営特別講座」を設置し、農業における経営力を備えた学生を育成 受講者数：4 名

講座：企業経営論、アグリビジネス論、消費者ニーズとマーケティング、農業簿記、農業経営分析、農村社会学
- 3 GAP 手法の習得とグローバル GAP 認証取得
 - ・果樹コース 1 年生を対象とした GAP の講義を実施。
 - ・同じく 2 年生を対象にコンサルを実施し、令和 2 年 11 月に「大分果研 4 号」のグローバル GAP 認証を取得した。

運営方針 3 農業の担い手の確保

【数値目標】 全学生・研修生の進路決定と就農率 80%以上

評価：目標をほぼ達成 進路内定率 96.1%（農学部 100% 研修部 89.5%）
就農率 80.3%（農学部 75.0% 研修部 89.5%）

1 農学部

(1) 学生の進路状況

① 進路内定状況（令和3年3月末現在）

	卒業 者数	進路 決定	うち就農					内定率%	就農率%
			自営	法人	研修	兼業	計		
学生	32	32	6	17	1	0	24	100.0	75.0

② 農学部過去5年間の就農状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
就農人数	39	32	31	41	24
就農率(%)	79.6	71.1	60.8	73.2	75.0

(2) 就職支援及び進路先の開拓

① 進路コーディネーターによる進路相談の実施

2年生対象：6月進路面談、随時個別面談

1年生対象：12月進路面談、1月三者面談

② 農業法人への就職支援

就職相談会の開催 R2年 5/20、5/21、5/22、5/25、5/27（計5日）

参加法人数：38法人

③ インターンシップの促進

23名が25法人でインターンシップ

2 研修部

(1) 研修生の進路状況（令和3年3月末現在）

	対象者	進路 内定	うち就農				他産 業	内定率 (%)	就農率 (%)
			自営	法人	研修	計			
就農準備研修	19	17	7	6	4	17	0	89.5	89.5

(3) 就農・就職支援

① 農業法人等との就職相談会 (のべ 17 名参加)

- ・ 5/20～27 農業法人就職相談会 (農大) 5 名参加
- ・ 6/18 豊後大野市就農相談 2 名参加
- ・ 8/16 おおいた就農応援フェア・相談会 (大分市、3 名参加)
- ・ 9/1 由布市就農相談 1 名参加
- ・ 9/14 豊後大野市就農相談 2 名参加
- ・ 10/28 佐伯市就農相談 1 名参加
- ・ 11/20 竹田市就農相談 1 名参加
- ・ 12/18 臼杵市アグリ企業学校面接 1 名参加
- ・ 12/25 竹田市ファーマーズスクール面接 1 名参加

② 法人等農家研修 (延べ 60 名参加)

- ・ 農家研修 (8/24～9/4 : 前期 8 農家、10 名研修)
(1/18～2/22 : 後期 13 農家、17 名研修)
- ・ 大分市ファーマーズスクール、臼杵市アグリ企業学校視察 (7/27、15 名参加)
- ・ 豊肥地域就農現地視察 (8/4、18 名参加)

③ インターンシップ等による就農体験

- ・ 研修生派遣カ所 9 組織 派遣のべ日数 26 日 17 名参加

④ 各種免許、資格等取得促進による就農支援

令和 2 年度農業大学校学生・就農準備研修生免許資格等取得状況

免許・資格等種類	学生	研修生	計
①大型特殊免許 (農耕車限定)	37 名	17 名	54 名
②けん引免許 (同上)	34 名	8 名	42 名
③フォークリフト運転技能講習	25 名	9 名	34 名
④アーク溶接作業特別	13 名	3 名	16 名
⑤ガス溶接技能講習	11 名	0 名	11 名
⑥ボイラー取扱技能講習	6 名	8 名	14 名
⑦小型車両系建設機械特別教育	4 名	11 名	15 名
⑧車両系建設機械運転技能講習	14 名	0 名	14 名
⑨土壌医検定試験	2 名	5 名	7 名

⑤振興局・関係団体との連携会の開催 (7 回)

- ・ 4/10 7/10 7/27 8/4 8/16 2/4 2/14

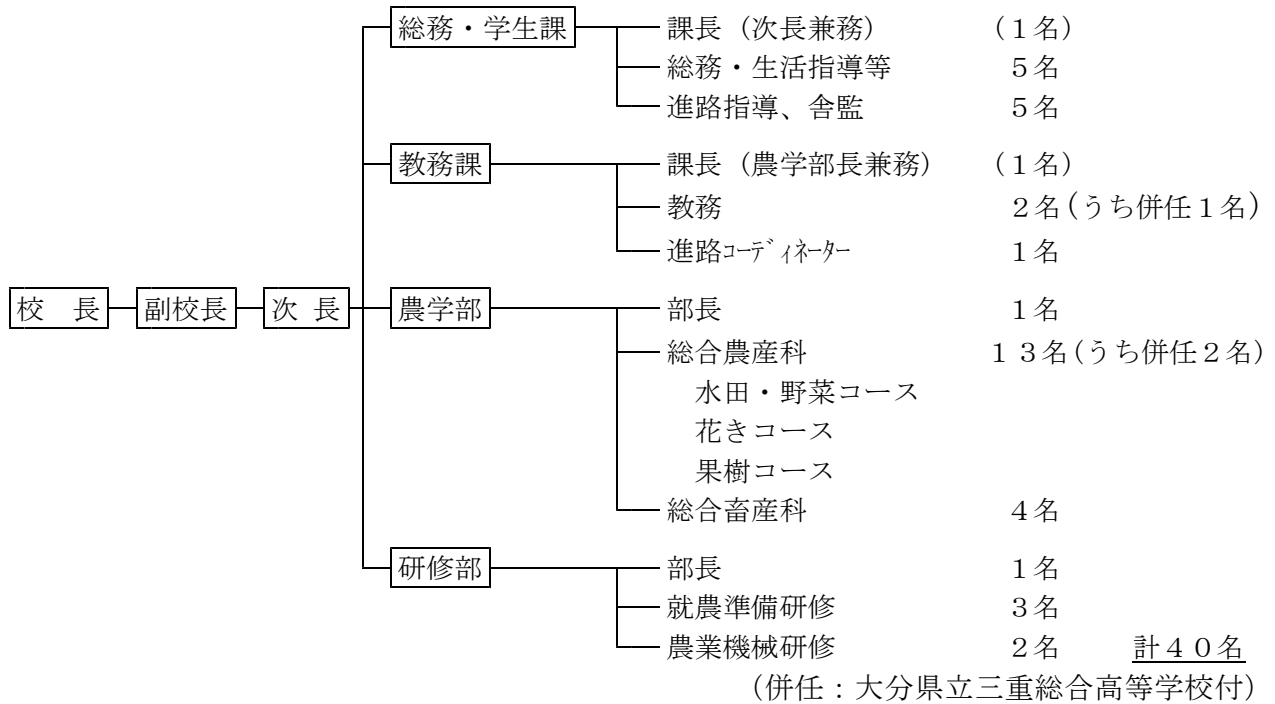
令和3年度 大分県立農業大学校の概要

【農大の使命】 大分県農業・農村の将来を担う人材の育成

農業者研修教育施設（農業改良助長法）
 専修学校（学校教育法）
 短期大学卒業相当（人事院規則）

1 学校運営体制

(1) 組織（非常勤職員含む）



(2) 職員数

(単位：名)

	校 長	副 校 長	次 長	総 務 ・ 学 生 課 長	教 務 課 長	農 学 部 長	研 修 部 長	教 授	主 幹	准 教 授	副 主 幹	主 事	技 能 労 務 職	正 規 職 員 計	非常勤職員					非 常 勤 職 員 計	小 計	外 部 講 師	合 計
															実 習 指 導	就 農 準 備 指 導	進 路 指 導	舎 監	生 活 指 導 等				
	1	1	1											3						0	3		3
総務・学生課				(1)							1	1	1	3			1	4	2	7	10		10
教務課					(1)			1	1					2			1			1	3		3
農学部						1		6		4			2	13	5					5	18	25	43
研修部							1	1		1			1	4		2				2	6		6
計	1	1	1			1	1	8	1	5	1	1	4	25	5	2	2	4	2	15	40	25	65

注) 総務・学生課長は次長が兼務、教務課長は農学部長が兼務

2 農学部 学生の状況

(1) 在校生の内訳

単位：名

学 科	総合農産科			総 合 畜産科	合 計	
	水田・野菜		花き			果樹
コース (学年)	(水田・露地野菜)	(野菜)				
1 年	8	10	2	9	8	37
2 年	8	11	5	9	10	43
計	16	22	7	18	18	80

※ 農業系学科出身者 72.5% : 1年 26名 (70.3%)、2年 26名 (63.4%)
 農家出身者 35.0% : 1年 15名 (40.5%)、2年 13名 (30.2%)
 県外出身者 5.0% : 1年 1名 (2.7%)、2年 3名 (7.0%)

(2) 卒業生の進路

単位：名、%

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
卒業者数	39	55	49	45	51	56	32
就農者数	31	42	39	32	31	41	24
自 営	4	7	5	5	5	5	6
法 人	27	24	29	23	25	32	17
研 修	0	2	1	2	0	2	1
兼 業	—	9	4	2	1	2	0
就農率 (%)	79.5	76.4	79.6	71.1	60.8	73.2	75.0

※H27より国の基準により就農者に兼業を追加

3 研修部 就農準備研修生の状況

(1) 研修生の内訳

単位：名

コース	長 期		中 期	計
	野 菜	畜 産		
R3	16	2	5	23
R2	10	2	9	21
R元	12	1	6	19

(2) 研修生数の推移

単位：名

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
就農準備研修	28	25	24	26	28	23	19	21	23

※R3は長期コースのみ (令和3年6月末現在)

(3) 研修生の進路

単位：名、%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
修了者数	28	21	20	23	21	19	18	19
就農者数	23	18	12	15	16	14	13	17
自 営	18	12	5	6	3	5	8	7
法 人	1	5	2	7	7	6	4	6
研 修	4	1	5	2	6	3	1	4
就農率 (%)	82.1	85.7	60.0	65.2	76.2	73.7	72.2	89.5

(2) 審議事項

令和3年度 運営方針・数値目標・主な対策

運営方針1 活気あふれる学園づくり

【数値目標】基礎学力を備えた入学生60名の確保

《主な対策》

- 1 高校進路指導および高校生への積極的な働きかけ
 - (1) 過去10年間に入学実績のあった県内の高校(43校)への訪問(新型コロナウイルス感染状況を見極めつつ可能な範囲で)
 - (2) 進路ガイダンスへの積極的な参加と学校説明会の実施
 - (3) オープンキャンパス「緑の学園」への参加者拡大
- 2 情報発信の取組
 - (1) フェイスブックやパブリシティなどによる情報発信
 - (2) 市町村、JA、JR等への募集ポスター掲示等依頼
 - (3) 就農相談会等への積極的な参加による情報発信
- 3 高大連携の促進
 - (1) 高校への出前農大の実施
 - (2) 遠隔授業を活用した高校生への農大における課題研究等の紹介
 - (3) 高校PTA研修における農大見学の促進

運営方針2 質の高い教育の提供

【数値目標】日本農業技術検定3級相当の専門知識習得者80%以上
在学中に5個以上の資格取得者80%以上

《主な対策》

- 1 農業技術検定模擬試験の実施
 - (1) 農業技術検定未取得者に対し、模擬試験を実施
- 2 プロジェクト研究の高度化と地域課題への対応
 - (1) 農林水産研究指導センター・振興局、農業法人との連携プロジェクトの充実強化
 - (2) 九州大会・全国大会への出場を目指したプロジェクト指導の強化
 - (3) 表現力の向上を目指した作文コンクール等への応募促進
- 3 農業法人等の期待に応えられる学生の育成
 - (1) 農業・農村のリーダー・指導者の育成を目指した「総合経営特別講座」の実施

- (2) 講義内容の充実
- (3) 各種資格取得の推進
- (4) G A P手法の実践とグローバルG A P認証に向けた学習の実施
- (5) 校内直売所や量販店等でのマーケティング調査の実施
- (6) 先進技術の研修充実
- (7) ドローン等を活用したスマート農業教育の推進
- (8) 時代の変化に対応したカリキュラムの編成

運営方針3 農業の担い手確保

【数値目標】 全学生・研修生の進路内定率100%
就農率80%以上

《主な対策》

1 農学部

- (1) 農業法人等との就職相談会の拡充
- (2) 農業法人等との情報交換および連携強化
- (3) 進路コーディネーターや担任による進路面談、受験指導の充実
- (4) インターンシップ等研修への参加促進
- (5) 保護者の農業視察研修による就農理解促進
- (6) 学生の資質向上と生活指導の徹底
- (7) 卒業生(過去3年)のフォローアップ指導

2 研修部

- (1) 就農に係る講義や先進農家研修による就農意欲の喚起
- (2) 振興局等との連携による就農支援
- (3) 進路コーディネーターによる就職支援
- (4) 就職・就農相談会等への参加促進
- (5) 農業法人等求人情報の提供とマッチングの実施
- (6) 個別面談による研修生の要望や資質に応じた就農コーディネート
- (7) 新たな研修生確保のための SNS 等による情報発信強化

大分県立農業大学校 学校評価要領

平成 23 年 7 月 1 日 制定

(目 的)

第 1 条 この要領は県農業の担い手育成のために求められる質の高い教育を提供するとともに、地域に根ざした開かれた大学校づくりを推進するため、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、大分県立農業大学校(以下「農大」という。)が行う学校評価について定める。

(自己評価)

第 2 条 農大校長は、教育・研修活動その他学校運営の改善を図るため、毎年度重点目標を定め、その達成に必要な評価項目などを設定の上、運営の状況等についての評価(以下「自己評価」という。)を行う。

2 自己評価を実施するため、別紙 1 に定める学内評価会議を設置する。

(外部評価委員会等)

第 3 条 農大が実施した自己評価の結果を踏まえた評価(以下「外部評価」という。)を行うため、農業大学校外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、校長が委嘱する別表 1 の委員で構成する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、これを補充することができることとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

5 委員長は委員会を掌理し、副委員長は委員長に事故ある場合はその職務を代理する。

6 農大校長は、外部評価等のため農大の運営・教育・研修の状況、自己評価の結果などについて委員会に報告する。

7 委員会は、外部評価の結果を学校運営に関する意見とともに農大校長に報告をする。

8 農大校長は、委員会からの報告をもとに必要な措置を講ずる。

(公 表)

第 4 条 農大校長は、自己評価の結果及び外部評価の結果並びに意見について、農大のホームページなどに公表するとともに、大分県農林水産部新規就業・経営体支援課に報告する。

(その他)

第 5 条 自己評価の実施方法その他学校評価に関することは、農大校長が別に定める。

(別表1)

農業大学校外部評価委員

区 分	関係機関名	職 名
教育関係者	大分県高等学校 教育研究会農業部会	部 会 長
生 産 者	大分県指導農業士会	会 長
〃	大分県農業法人協会	会 長
〃	地元女性農業者	
卒 業 生	大分県立農業大学校同窓会	副 会 長
農業団体	大分県農業協同組合	常務(営農担当)
行 政	豊後大野市	農業振興課長
〃	大分県	中部振興局農山漁村振興部長

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

平成23年7月 1日 制定

平成24年4月 1日 改正

平成28年4月 1日 改正

平成31年4月26日 改正

専修学校（農業大学校）における学校評価に関する法令

- 専修学校の学校評価は、平成19年の学校教育法及び同施行規則の改正により、①自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び②学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されている。

学校評価に関する関連法令

■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行ない、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行いその結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規程は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。[学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等]

専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月）
文部科学省 生涯学習政策局 より